

処理水放出「差し止めを」

漁業関係者ら、国・東電提訴へ

東京電力福島第一原発の処理水が海に放出されることを受け、福島県などの漁業関係者や住民らが国と東電を相手取り、放出の差し止めなどを求めて福島地裁に提訴する。原告側の弁護士が23日に記者会見を開き、明らかにした。提訴は9月8日を予定し、原告数は1000人規模になるとい

う。また、放出されれば、漁業関係者らの漁業生産物の販売が著しく困難となり、漁業関係者以外の住民にも漁業生産物を食べることで健康被害を受

ける可能性があるという不安をもたらすため、平穩に生活する権利が侵害される、としている。訴訟では、国に対し、原子力規制委員会が5月と7月に行った①処理水放出の運用などにかかわる実施計画の変更の認可②放出設備の使用前検査合格処分——の取り消しを請求。東電には放出の差し止めを求める。

▼3面参照

政府は、早ければ今月24日に放出を始めることを決め、東電は今年度、計約3万1200トンを出す計画を発表。放出による風評被害に備え、漁業者への支援策や損害賠償なども公表した。

これに対し、原告側の弁護士は、放出の安全性は確認されていないと主張。2015年に国と東電が福島県漁業協同組合連合会と交わした「関係者の理解なしには、(処